

消費税法改正に伴う弊社の商品・サービスの税率対応についてのご案内

平成26年3月

株式会社USSサポートサービス

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
さて、本年4月1日より消費税及び地方消費税の税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、弊社取扱の商品・サービス等に係る消費税の取扱いにつきまして下記のとおりご案内申し上げます。

記

1. USS『ジャスト&タイムリー』クレジット関係

ジャストクレジット手数料	消費税法の適用を受けますが、増税分については弊社が負担し、ご利用会員様にはご請求致しません。
タイムリークレジット手数料	消費税法適用外取引ですので、変更ございません。
ジャスト&タイムリークレジット ご利用限度枠	落札車両価格+消費税相当額をご利用限度枠としておりますので、原則ご利用枠に対する増税相当分について4月1日オークション基準日のご利用から枠を増加し対応させていただきます。(申込規約第3条)
その他費用	会員様にご負担いただく各種費用については、費用発生日基準にて4月1日以降消費増税分をご負担いただきます。

2. USSリース関係

リース料	リース対象機器設置日(リース開始日)が4月1日以降のリース料に新消費税率8%が適用されます。 3月31日以前にリースを開始した機器のリース料は、当該リース期間中旧消費税率のままです。
リース料以外の手数料・	リース料以外の諸手数料や費用については、当該手数料が発生した日を基準として適用いたします。4月1日以降のご請求であっても当該手数料・費用が3月末日までに発生した場合は5%の消費税率です。

3. USS専用便

USS専用便の運賃	提携先(佐川急便)の集荷日を基準として、消費税率を適用します。
-----------	---------------------------------

以上、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。